

岩砂病院・岩砂マタニティ 居宅療養管理指導 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 友愛会 岩砂病院・岩砂マタニティが実施する居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が通院困難な要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 岩砂病院・岩砂マタニティが実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 居宅療養管理指導等の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 岩砂病院・岩砂マタニティ

- 2 所在地 岐阜市八代1丁目7番地1

TEL 058-231-2631

FAX 058-294-1480

（人員、職種、職務内容）

第4条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師 1人以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日 8:30～18:00

- 2 土曜日 8:30～17:00

日曜日、祝日、12月30日～1月3日を除く。

（事業の内容）

第6条 居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第7条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づいた負担割合とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または連帯保証人に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市とする。

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。
利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第10条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 友愛会 岩砂病院・岩砂マタニティが定めるものとする。

附則 この規程は令和4年11月1日施行する。

この規程は令和7年 4月1日施行する。